

### 整理費用

本篇に於ては主として本事業達成上の經理に關して表示することゝしたが、先づ組合員が協力一致して共同目的のために行ふものであるから、何んといつても、その人員が基礎となつて、その費用も各々の方法により案配捻出されるのが建前である。即ち組合員の數は認可當時は百三十八名であつたが、現在數は百九十五名増えて三百三十三人であつて、設計書に掲げたる一切の費用豫算は、四十六萬九千八百五十圓二十三錢であるが、次に整理施行後に於ける地區内土地、地目別地積及賃貸價格の現在總計を見ると次の如くである。

| 地目  |  | 地積                                  | 賃貸價格     | 筆數  | 摘要 |
|-----|--|-------------------------------------|----------|-----|----|
| 民田  |  | 五二六 <sup>反</sup> 六〇〇 <sub>八</sub> 四 | 一八、〇八一七二 | 四九二 |    |
| 有宅地 |  | 三四、八〇六〇二三                           | 七〇、六二五二八 | 一九三 |    |
| 地種地 |  | 七五 <sup>三七</sup> 五 <sup>三七</sup> 七  | 二、六〇二四七  | 三七  |    |

| 小計        | 國有地<br>道<br>路 | 小計 | 總計        |
|-----------|---------------|----|-----------|
|           |               |    |           |
| 九二、三〇九、四七 |               |    | 九二、三〇九、四七 |
| 七二二       |               |    | 七二二       |

更に換地處分認可當時(昭和十四年八月)の土地地目地積の筆數を示すと、

| 民        |       |       |             |       | 地                   |          |
|----------|-------|-------|-------------|-------|---------------------|----------|
| 溜池       | 原野    | 池沼    | 宅地          | 畑     | 田                   | 地目       |
| 一、六二二、三三 | 四、九一四 | 二、二二九 | 二、三、八二五、八三  | 八、二二九 | 六、六〇七、二七<br>内池敷三、二四 | 從前の土地々積  |
| 一〇〇      | 六     | 一五    | 二〇九         | 一七五   | 一、一五五               | 筆數       |
|          |       |       | 三、四、八〇六、〇二三 |       | 五、二六六、〇〇<br>〇、〇〇八   | 整理後の土地々積 |
|          |       |       | 一九三         |       | 四九二                 | 筆數       |
|          |       |       |             |       |                     | 摘要       |

| 合計                  | 小計            | 國有地     |                  | 小計                  | 地     |       |       |      |                  |
|---------------------|---------------|---------|------------------|---------------------|-------|-------|-------|------|------------------|
|                     |               | 水路      | 道路               |                     | 道路    | 水路    | 池     | 用水地  | 雜種地              |
| 八、二四九、〇九<br>内池敷三、二四 | 二、九九二、八<br>一七 | 一、六七〇、〇 | 一、三二二、〇七         | 七、九四九、一〇<br>内池敷三、二四 | 三、六一〇 | 三、一一八 | 四、九二〇 | 四、一七 | 一〇、六一八           |
| 一、七八六               |               |         |                  | 一、七八六               | 三四    | 二一    | 四三    | 四    | 二四               |
| 八、八二一、二四<br>二、四     |               |         | 一、六二八、一六<br>六、七八 | 七、一八三、二七<br>五、六八八   |       |       |       |      | 七、五七二、七<br>五、三七七 |
| 七二二                 |               |         |                  | 七二二                 |       |       |       |      | 三七               |

となつてゐる。ではこれ等の土地整理に伴ふ費用の調達を如何にしたかは次の章に於て表示することゝしよう。

資金の調達

先づ借入金並に償還の状況は、借入金として合計金貳拾參萬九千壹百圓で、償還元金は同額、利息金壹萬九千七百九拾圓九拾錢で元利金計金貳拾五萬八千八百九拾圓九拾錢を算してゐるが、いまこゝに算表に示すと、

| 借入先   | 昭和七年度借入金  | 昭和八年度借入金  | 昭和九年度借入金  | 計         | 利率    | 償還方法 | 摘要                            |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|------|-------------------------------|
| 幸田爲三郎 | 1,000.00  | 1.00      | 1.00      | 1,000.00  | 年六歩   | 償一還時 |                               |
| 株池式會社 | 10,000.00 | 10,000.00 |           | 20,000.00 | 日錢七厘  | 右同   | 昭和八年十月三十日借入<br>昭和十一年八月十五日迄据置  |
| 株池式會社 |           | 60,000.00 |           | 60,000.00 | 年四歩五厘 | 十ヶ年賦 | 昭和八年十月三十日借入<br>昭和十一年八月十五日迄据置  |
| 大市民會里 |           |           | 5,000.00  | 5,000.00  | 年五歩五厘 | 償一還時 |                               |
| 大榮會里  |           |           | 1,000.00  | 1,000.00  | 右同    | 右同   |                               |
| 大株式會社 |           |           | 7,000.00  | 7,000.00  | 年四歩五厘 | 十ヶ年賦 | 昭和九年十月二十九日借入<br>昭和十四年一月十五日迄据置 |
| 計     | 11,000.00 | 70,000.00 | 17,000.00 | 33,000.00 | 右同    | 右同   | 昭和十年三月二十七日借入<br>昭和十四年一月十五日迄据置 |

| 借入先   | 昭和七年度借入金 | 昭和八年度借入金  | 昭和九年度借入金 | 昭和十年度借入金 | 昭和十一年度借入金 | 同子計上      | 累計        | 利率    | 償還方法 | 摘要          |
|-------|----------|-----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-------|------|-------------|
| 幸田爲三郎 | 1,000.00 | 1.00      | 1.00     | 1.00     | 1.00      | 1.00      | 1,013.00  | 年六分   | 償一還時 |             |
| 株池式會社 |          | 20,000.00 |          |          |           | 7,215.00  | 20,731.00 | 日錢七厘  | 右同   |             |
| 株池式會社 |          |           |          |          |           | 6,867.50  | 7,585.00  | 年四歩五厘 | 十ヶ年賦 | 据置期間<br>中償還 |
| 大市民會里 |          |           |          | 5,000.00 |           | 5,120.00  | 5,130.00  | 年五歩五厘 | 償一還時 |             |
| 大榮會里  |          |           |          | 1,000.00 |           | 517.50    | 1,517.50  | 右同    | 右同   |             |
| 大株式會社 |          |           |          |          |           | 6,300.00  | 7,319.00  | 年四歩五厘 | 十ヶ年賦 | 据置期間<br>中償還 |
| 計     | 1,000.00 | 20,000.00 | 1.00     | 5,000.00 | 1,000.00  | 19,770.00 | 28,820.00 | 右同    | 右同   | 右同          |

| 借入先   | 昭和七年度借入金 | 昭和八年度借入金  | 昭和九年度借入金 | 昭和十年度借入金 | 昭和十一年度借入金 | 同子計上      | 累計        | 利率    | 償還方法 | 摘要          |
|-------|----------|-----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-------|------|-------------|
| 幸田爲三郎 | 1,000.00 | 1.00      | 1.00     | 1.00     | 1.00      | 1.00      | 1,013.00  | 年六分   | 償一還時 |             |
| 株池式會社 |          | 20,000.00 |          |          |           | 7,215.00  | 20,731.00 | 日錢七厘  | 右同   |             |
| 株池式會社 |          |           |          |          |           | 6,867.50  | 7,585.00  | 年四歩五厘 | 十ヶ年賦 | 据置期間<br>中償還 |
| 大市民會里 |          |           |          | 5,000.00 |           | 5,120.00  | 5,130.00  | 年五歩五厘 | 償一還時 |             |
| 大榮會里  |          |           |          | 1,000.00 |           | 517.50    | 1,517.50  | 右同    | 右同   |             |
| 大株式會社 |          |           |          |          |           | 6,300.00  | 7,319.00  | 年四歩五厘 | 十ヶ年賦 | 据置期間<br>中償還 |
| 計     | 1,000.00 | 20,000.00 | 1.00     | 5,000.00 | 1,000.00  | 19,770.00 | 28,820.00 | 右同    | 右同   | 右同          |

となつてゐるが、事業資金調達は本表各年度別に見たのであるが、極めて順調に健全なる財政振を示してゐるといはれやう。

### 替費地の處分

本表は次の收支決算書に示す如く、昭和九年度以降各年度に亘り、決算額に繰入れてゐるのであるが、本組合は他の組合と異り組合員各自より、費用を徴收せず、専ら借入金或は組合債によりて、これが事業を行ひ、従つて組合員の権利に所屬する土地が所謂替費地として算定されたのである。

| 年度別    | 替費處分地年度別賣却表 |    |
|--------|-------------|----|
|        | 金額          | 摘要 |
| 昭和九年度  | 九一、七七三圓     |    |
| 昭和十年度  | 八五、七四九圓     |    |
| 昭和十一年度 | 三五六、一〇五四圓   |    |

| 年度     | 金額       |
|--------|----------|
| 昭和十二年度 | 六八、九〇三圓  |
| 昭和十三年度 | 一一六、四〇八圓 |
| 昭和十四年度 | 四、〇九五圓   |
| 昭和十五年度 | 一七、九九四圓  |
| 昭和十六年度 | 一〇、四一五圓  |
| 合計     | 七五四、四四八圓 |

次に組合設立より解散まで、即ち昭和七年度より同十六年度の十ヶ年間の收支決算額を見るとその總額壹百拾七萬七千七百九拾六圓四拾錢であつて、その科目款項細別は次の如くである。即ち収入の内譯として見ると、

| 科目       | 昭和七年度 | 昭和八年度 | 昭和九年度  | 昭和十年度   | 昭和十一年度   | 昭和十二年度 | 昭和十三年度  | 昭和十四年度  | 昭和十五年度  | 昭和十六年度  | 計       |
|----------|-------|-------|--------|---------|----------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 一、替費地處分金 | 一圓    | 一圓    | 九、七七三圓 | 八五、七四九圓 | 三五九、一〇五圓 | 六、九三三圓 | 二六、四〇八圓 | 四〇、九五九圓 | 一七、九四四圓 | 一〇、四一五圓 | 一〇、四一五圓 |
| 一、土地處分金  | 一圓    | 一圓    | 九、七七三圓 | 八五、七四九圓 | 三五九、一〇五圓 | 六、九三三圓 | 二六、四〇八圓 | 四〇、九五九圓 | 一七、九四四圓 | 一〇、四一五圓 | 一〇、四一五圓 |





# 雜 錄 篇

| 合 計        | 三、雜支出  |        |
|------------|--------|--------|
|            | 一、雜出   |        |
| 八〇九七       |        |        |
| 七、八〇<br>二  |        |        |
| 一三、五八<br>〇 |        |        |
| 一三、六六<br>六 |        |        |
| 二四、八八<br>九 |        |        |
| 四、五八<br>八  |        |        |
| 五、六〇<br>九  |        |        |
| 五、七五<br>七  |        |        |
| 五、六六<br>〇  |        |        |
| 五、七三<br>九  | 五〇〇・〇〇 | 五〇〇・〇〇 |
| 五、七九<br>〇  | 五〇〇・〇〇 | 五〇〇・〇〇 |

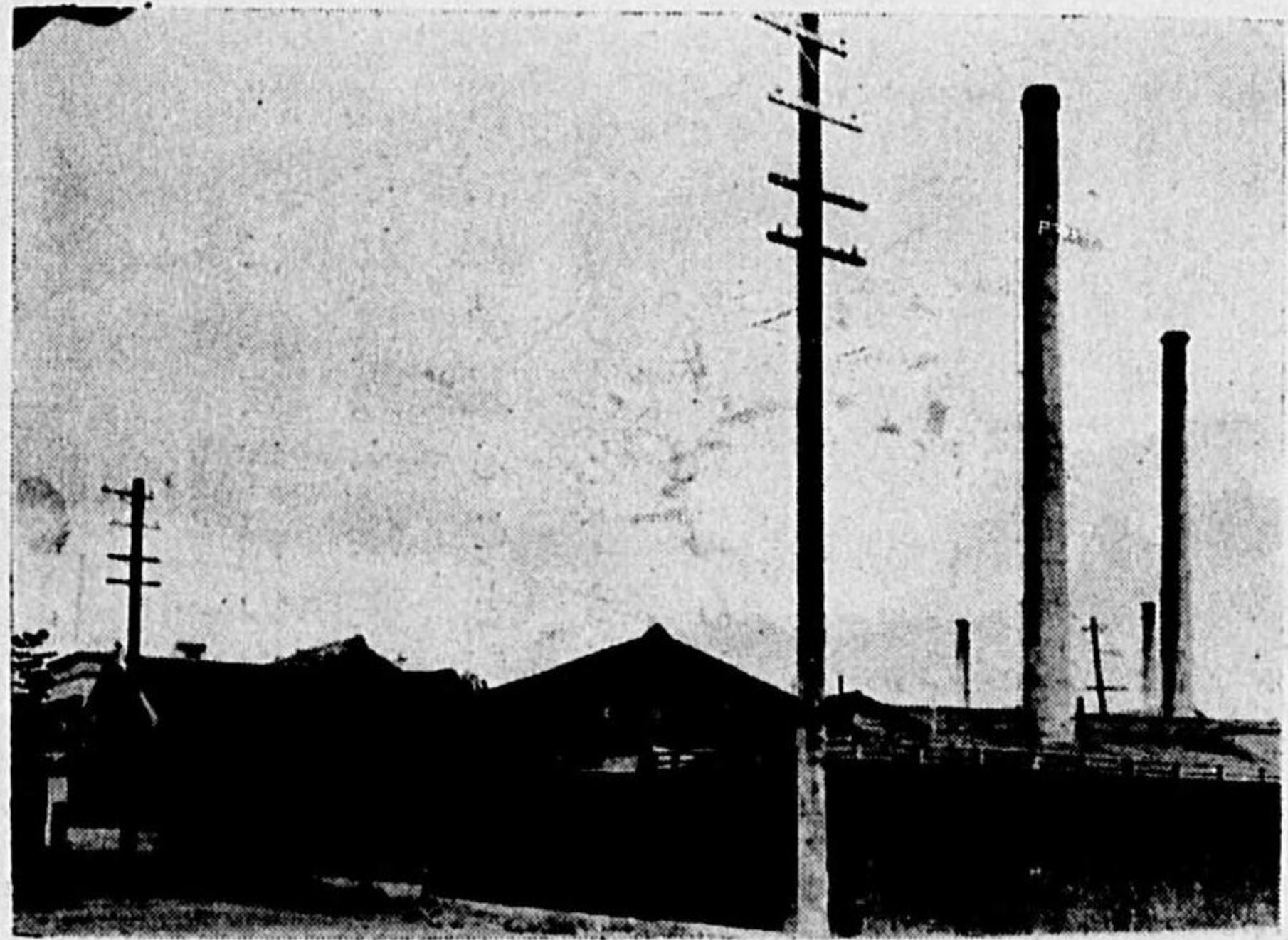
以上に於て本組合事業達成上の全經理は一目瞭然たるものがあると思ふので、こゝに改めて筆者の註説を試みる必要もあるまい。

## 土地利用と地區の將來

試みに城東省線の窓外より上町高臺地と生駒山脈の間に展開する本地區を望見したなれば、大小無數の煙突の突兀する中に、果しなく遙か生駒山麓まで續く建築物の放射線を見ることが出來よう。朝靄ならぬ煤煙に烟り、夕陽の茜色に和した乳關が漸く迫らんとするとき、城東一面は全く大大阪の息吹として、都市の脈動を波打たせてゐるかに感じられる。誰か沼澤の田地續きであつたと想像しよう。現地に立つて仔細に見れば、決して一面薨の波ではないが遠望すれば、全く生駒山麓まで大大阪の手足が延びてゐるかに思はれる。而も松魚の足のよう——そうだ、この地方は大阪市の松魚の足かも知れない。工場地帯として、住宅地帯として、大大阪の活動を續ける足や手の役割を果してゐるのかも知れない。都心部に近く、區劃整理により交通大動脈は遺憾なく通じ、都市としての施設は悉く整備され、いまやその最大級の利用をされることを大手を擴げて待つてゐるのである。果せるかな、本地區の發達の急速なることを示すに、試みに昭和十三年四月の戸數、人口等を見ると、先づ住宅



面積が二萬八千四百三十八坪五四で、その戸數約八百戸、人口三千九百二十五人で、一戸平均建坪延數を見ると、住宅が十三坪七三、商店が一二坪八二、工場が六六坪七五を



工 場 街 の 一 部

に支障なき程度に於て發展を促進する意味に於て使用區域の指定を行つたといふ

示してゐたのであるが、最近では、家屋建築は約壹千棟、戸數にして二千十戸、人口約壹萬四百人を概算することが出来、尙續々と住宅、工場等が建築されつゝあるのにも見ても、如何に區劃整理によつて、こゝ數年の間に長足の發展をなしたかゝ窺はれる。そこで、大大阪の手足の脈動が感じられると言ふことが出来るのである。

本地區はもとより大工場地域として造成されたのではないが、従來の土地の性質上、小工場地區としては恰好の土地であり、その目的のため利用に供せられつゝある。これは一面翻つて見るに、事業中にあつても、その土地を事業

ことが興つてゐるといへよう。即ち假換地によりて昭和十二年二月之を發表して全地域の工事完了を待たずして、工事の一部完了せる地域の使用を指定したのである。



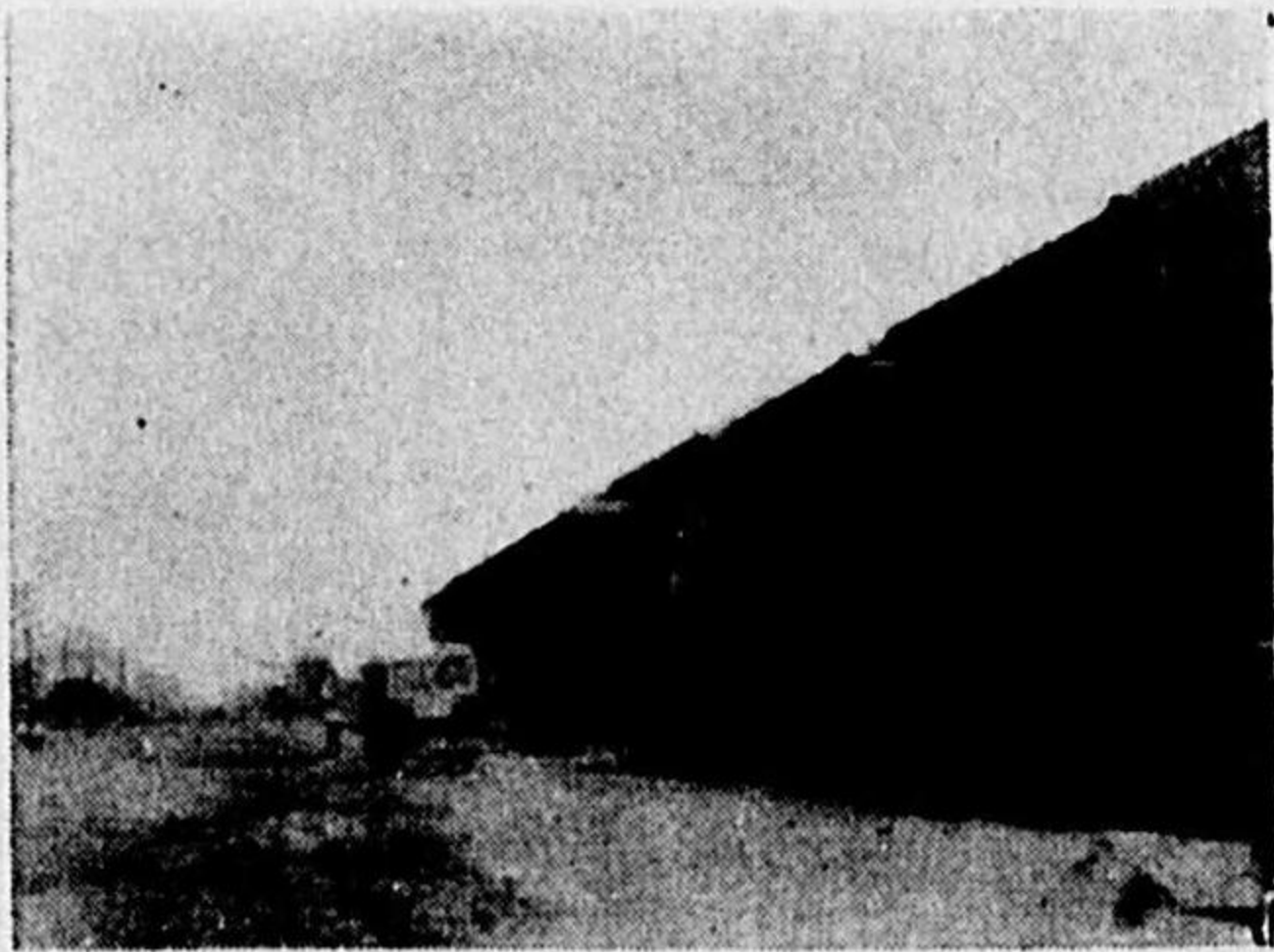
地 區 内 (枚岡線の發展)

る。總てこの地域は事業完成後に其儘本換地として交附するべく、慎重なる注意の下に評議員會或は組合會の審査によつて決定を見たことは勿論である。

従つて土地の利用は事業の進捗に伴ひ、交通網、排水、道路施設等完備するにつれて漸次工場、住宅等の建築が増加したのであつた。即ち工事中に於ても地區の西北地域には東中本國民學校の新設、或は大阪市立東市民病院等の厚生施設も豫定されてゐたが、折から勃發せる支

那事變にて中止されるの已むなきに至つたとはいへ、爾餘の工場住宅は陸續として建設されたのである。

かくて本地區は當初豫期せる如く、住宅工場地域として充分なる用意の下に、これが事業の遂行を見てゐるので、その線に沿ひ、發展も期して見るべきものがあらう。まづ比較的都心部に近接してゐるといふ點、或は交通に恵れてゐるといふこと、城



都計市都 森小路・大和川線の現況

東線あり、市電玉造線、森ノ宮線、或は都計枚岡線、更に森小路大和川線等の一等大道路路地區の各々東西南北を縦貫して、生産資材運輸の利便に供されるのみならず、本地區の事業が比較的大阪市全體から見ると後れて施行されたので、前者の缺を補ひ、その施工上の構想も、時勢の進運に鑑み、防空防火厚生經濟社會衛生保安等の各見地より遺憾なきを期してゐるといふことが出來よう。試みに街路についても袋陋路等もなく、如何なる街廓にても自由自動車に乗入れ、消火栓の設定、排水網の完備等がそ

れである。

以上本地區の利用狀況と地區の將來の概況を述べたが、若し將來について揣摩が許されるなれば、本地區は大都市大阪が大東亞共榮圈の基地として負へる使命を果

す點の如何にかゝり、その運命も自から決定されるものがあらう。

即ち從來の米英依存による自由經濟時代の發展形式による都市の膨脹は、大東亞戰爭を契機として一應ビレヨードを打たなければならぬ。即ち都市は一國文化のバロメーターであるといふ考へ方から幾多の止揚すべき要素をもつてゐるが、自由主義下に自然膨脹を規正した都市計畫の理念は、高度の國防國家の建設に向つて變革されなければならぬ。而して從來の都市計畫に基いて行はれた區劃整理事業もその基本理念に於てその變遷の時期に到達してゐるといふことを指摘しなければならぬ。即ち組合員一個人の經濟上の觀點乃至は都市自營上の觀點からこれを律することは最早や過去の觀念に屬するものであつて、少くとも國家全體の上よりこれを考慮しなければならぬ。即ち耕地が徒らに潰れて、宅地化されることは一方に於ては地價の騰貴は已益を齎すことになるが、國家的觀點からすれば、果して是であるか否かである。

こゝに於て、都市の發達を計畫するも國家目的達成上の觀點からしたるところの國土計畫の線に沿はなければならぬ。従つて從來の都市計畫は都市個人主義的觀點に於て行はれて來たものであるが、今後は國防産業電力交通運輸食糧生産經

濟防空資金・勞力・財政等の各國家的見地から、都市と農村との一體不可分の有機的聯關性を有して、而も大東亞共榮圈の廣範經濟圏建設といふ觀點からしての國土計畫であり、地方計畫でなければならぬ。從來の都市計畫から考へられてゐたリージヨナルプランニング(地方計畫)でなく、國土計畫の理念下に於ける地方計畫である。從來の地方計畫は都市計畫に伴ふ過大都市の周邊に衛星都市を配置するといふ、都市のみの御都合よき都市分散或は田園都市計畫では勿論ないのである。而して高度の國防力發揮に充分なる地方計畫は、從來の都市計畫理念の根本的變革を來したので、勢ひ區劃整理も一應考へ方が換へられなければならない。では結語を述べることにしよう。先づ都市が經濟組織の百八十度の轉向によつて、人口集中の無制限が何時まで續くことが出来るか、國防産業立地の見地から資材資金勞力、電力、運搬の合理的配分が、從來の都市をその儘、國防國家建設上に轉換せしめてその使命を負擔せしむるに充分なりや否や、問題はかゝつてこゝにありといはざるを得ない。

ともあれ、日滿支を根幹として國土計畫は企畫され、南方の資源圏を包攝して愈よ肉となり、血となる大東亞廣域經濟圏は刻々と建設されつゝある。その根幹中心は日本である。而も日本の大都市大大阪の國家的使命はかゝつて今後の問題である。即ち大阪の將來の問題である。大阪の將來の問題は即ち小にして本地區將來の問題をも律しトすことが出来るかと考へる次第である。

### 組 合 規 約

昭和八年五月二十四日變更認可  
 昭和十一年九月十四日變更認可  
 昭和十三年七月九日變更認可  
 昭和十四年一月十六日變更認可

第一條 本組合ハ設計書及規約ノ定ムル所ニ依リ左ノ事項ヲ行フ

一、土地ノ交換、分合、開墾、地目變換、區劃形質ノ變更、道路堤塘、畦畔、溝渠溜地ノ變更廢置、運河ノ掘鑿、公園敷地ノ造成並ニ上水道下水道ニ關スル設備及ビ工事(昭和十

一年六月九日變更許可)

二、前號ノ事項施行ノ爲必要ナル工作物ノ設置其ノ他ノ設備

第二條 本組合ハ大阪市神路土地區劃整理組合ト稱ス

第三條 本組合ノ事務所ハ大阪市東成區東今里町ニ置ク(昭和八年五月二十四日變更許可)

第四條 本組合ニ組合長一名組合副長二名評議員十一名ヲ置ク

第五條 組合長、組合副長及評議員ノ任期ハ四ケ年トス但シ再選ヲ妨ケス

補闕選舉ニ依リ就任シタル組合長、組合副長及評議員ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス  
組合長、組合副長及評議員ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行  
フモノトス

第六條 組合長事故アルトキハ年長順ニ依リ組合副長其ノ職務ヲ代理スルモノト  
ス

第七條 組合設立認可申請者、組合長、組合副長、評議員及組合會議員ニハ組合會ノ議  
決ヲ經テ給料、報酬又ハ賞與ヲ支給スルコトヲ得

第八條 都市計畫街路境域内ノ土地ノ處分ニ關スル組合會ノ表決ヲ爲スニハ組合  
會議員總數ノ過半數ノ同意アルコトヲ要ス(昭和十三年七月二十七日變更認可)

第八條ノ二 耕地整理法施行規則第十九條及第十九條ノ二ノ規定ニ依ル指定又ハ  
處分ニ關スル事項ハ評議員會ニ於テ議決セシメ總會ノ表決ニ代フルモノトス  
(昭和十四年一月十六日變更認可)

第九條 本組合ニ組合會ヲ置キ組合會議員ノ定數ハ二十一名トス

第十條 組合會議員ノ任期ハ四ケ年トス

補闕選舉ニ依リ就任シタル組合會員ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第十一條 組合會議員ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第十二條 組合會議員ノ選舉ハ議長之ヲ管理シ評議員二名以上ノ立會ヲ以テ之ヲ  
行フ

第十三條 組合會議員ノ選舉ハ總會ニ於テ指名推薦又ハ組合員連記記名投票ノ方  
法ニ依リ之ヲ行フ

前項ノ選舉方法ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

連記記名投票ニ依リ選舉シタル場合ニ於テ得票同數ナルトキハ年長順ニ依リ同  
年ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 總會ニ於テ組合員ハ各一個ノ表決權ヲ有スルノ外土地臺帳面ニ依ル其  
ノ所有地總坪數千五百坪ヲ超過スルモノニ在リテハ其ノ超過坪數千五百坪迄每  
ニ一個ヲ加フルモノトス

第十五條 大阪市内又ハ其隣接市町村ニ住所又ハ居所ヲ有セサル組合員土地區劃  
整理ニ關スル通知又ハ書類ノ送付ヲ受クル爲假住所ヲ選定シ若ハ土地區劃整理  
ニ關スル一切ノ行爲ヲナサシムル爲メ代表者ヲ選定シタルトキハ遲滞ナク組合  
ニ届出スヘシ

前項ノ假住所ハ成ルヘク大阪市内又ハ其ノ隣接市町村ニ於テ選定スヘシ代表者ノ住所ニ付亦同シ

第十六條 本組合ニ工事、會計及庶務ノ三掛ヲ置ク各掛ノ事務ハ組合長ノ定ムル所ニ依リ組合副長又ハ評議員之ヲ分掌ス

第十七條 工事掛ニ於テハ設計書ニ定メタル工事工作物其ノ他ノ設備ニ關スル事務ヲ掌ル

會計掛ニ於テハ豫算、決算、金錢及物品ノ出納ニ關スル事務ヲ掌ル  
庶務掛ニ於テハ文書ノ調製往復及他ノ掛ニ屬セサル事務ヲ掌ル

第十八條 組合長ハ豫算ノ範圍内ニ於テ技術員書記其ノ他ノ事務員ヲ任用スル事ヲ得

第十九條 事業ハ直營トス但シ評議員會ノ議決ヲ經テ請負ニ附シ又ハ大阪市ヘ委託スルコトヲ得

組合長、組合副長、評議員又ハ組合會議員ハ工事ノ請負ヲ爲スコトヲ得ス

第二十條 工事ノ請負又ハ物品ノ購入ハ競争入札ノ方法ニ依ルヘシ但シ評議員會ノ議決ヲ經タルトキハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

一口金額五百圓未滿ノ場合ニアリテハ評議員會ノ議決ヲ要セス組合長ニ於テ專決スルコトヲ得

第二十一條 金錢ハ郵便局又ハ評議員會ニ於テ定メタル銀行若クハ信託會社ニ預ケ入ルルモノトス(昭和十年九月十四日變更認可)

第二十二條 土地區劃整理組合設立認可申請又ハ整理施行準備若ハ整理施行ノ爲地域内ノ工作物、竹木土石等ヲ移轉シ除却又破毀シタルニ依リテ生シタル損害ノ補償金額ハ被害者ヨリ損害見積書ヲ提出セシメ評議員會ノ議決ヲ經テ組合長之ヲ定ム

第二十三條 耕地整理法第十八條第二項又ハ第二十一條第二項ノ規定ニ依ル損害補償ノ請求アリタルトキハ評議員會ノ議決ヲ經テ補償金ヲ定ム

前項ノ補償金ハ其ノ土地ノ所有者ニ求償スルモノトス(昭和十年九月十四日變更認可)  
第二十四條 組合費ハ豫算ノ定ムル所ニ依リ従前ノ土地ノ地積ヲ標準トシテ之ヲ分賦ス

左記土地ハ評議員會ノ議決ヲ經テ費用ヲ輕減シ又ハ免除スルコトヲ得

一、公共團體所有ノ土地

二、削除（昭和八年五月二十四日變更認可）

三、組合設立認可告示ノ日ニ建物ノ存在セル敷地

第二十五條 前條ノ規定ニ拘ラス組合費ノ全部又ハ一部ニ充當スル爲組合會ノ議決ヲ經テ整理後ノ土地ヲ處分スルコトヲ得

前項土地ノ選定及其ノ處分ノ方法ニ付テハ評議員會ノ議決ヲ經テ組合長之ヲ定ム（昭和十三年七月二十七日變更認可）

第二十五條ノ二 前條ノ土地處分金其他ノ收入金カ所要額ヲ超過シタルトキハ組合會ノ議決ヲ經テ其ノ超過額ハ之ヲ從前ノ土地評定指數ニ比例シテ土地所有者ニ還付ス

前項ノ土地所有者ハ換地處分認可ノ日ノ現在ニヨリ組合費ヲ負擔スヘキ關係ニ該當スルモノトス（昭和十三年七月二十七日變更認可）

第二十六條 組合費換地處分清算金其ノ他徵收金ノ納付期日及場所ハ組合長之ヲ定メ十五日以前ニ組合員ニ通知スルモノトス

第二十七條 組合員ニシテ前條ニ依ル納付通知ヲ受ケタル徵收金ノ納付ヲ怠リタルトキハ其ノ延滞日數ニ應シ金百圓ニ付一日金四錢ノ延滞利息ヲ徵收スルノ外

督促一回毎ニ金拾錢ノ督促料金ヲ徵收ス

市長村長ニ請求シ前項滯納金ノ處分ヲ爲シタルトキハ仍其ノ徵收金額ノ百分ノ四ニ相當スル過怠金ヲ徵收ス

第二十八條 換地處分認可告示前ニ於ケル土地ノ使用區域ハ組合長之ヲ指定スルモノトス

前項ノ使用區域指定前ハ事業ニ妨ケナキ限り組合員ニ從前土地ノ區域内ヲ使用スルコトヲ得但シ區劃形質ノ變更又ハ工作物ノ設置ヲ爲サントスルトキハ組合長ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第二十八條ノ二 換地處分ハ組合長ニ於テ適當ト認ムル時期ニ於テ之ヲ行フコトヲ得（昭和十四年一月十六日變更認可）

第二十九條 換地ハ從前ノ土地評定指數總額ヲ以テ換地ノ評定指數總額ヲ除シタル商ヲ從前ノ土地ノ評定指數ニ乗シタル積（單ニ比例指數ト稱ス）ヲ其ノ面積決定ノ標準トシ成ル可ク從前ノ位置又ハ其ノ附近ニ於テ交付ス

前項ノ比例指數ト換地ノ評定指數トノ差ハ金錢ヲ以テ清算ス

從前土地ノ地積僅少ニシテ建物敷地トナスニ不適當ナリト認ムル場合ハ土地所

有者ノ同意ヲ經テ換地ヲ交付セス金錢ヲ以テ清算スルコトヲ得  
公共團體所有ノ土地、組合設立認可告示ノ日以前ヨリ建物ノ存在セル土地等ノ換  
地ニ付テハ評議員會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ムルコトヲ得  
公園敷地並ニ都市計畫運河敷地ハ大阪市ニ無償交付シ都市計畫街路境域内ノ組  
合事業用地以外ノ土地ハ組合ノ所有トシ又ハ一部ヲ大阪市ニ換地トシテ交付ス  
ルコトヲ得(昭和十三年七月二十七日變更認可)

第三十條 従前ノ土地各筆ノ評定指數、換地ノ評定指數一箇當リ金額ハ之ヲ評議員  
會ニ諮詢シ耕地整理法第五十條ノ條件ヲ具備スル總會ノ表決ヲ經ヘシ

第三十一條 耕地整理法第六十一條第一號ノ事項ノ表決ヲ爲ス總會又ハ前條ノ總  
會ヲ招集シタル場合之カ表決ヲ爲スニ足ルヘキ出席者ナキタメ開會不能ナルコ  
ト二回ニ及ヒ再會ノ出席者カ組合員總數ノ半數以上ナルトキハ直チニ會議ヲ開  
キ出席者及表決權ノ過半數ノ同意ニ依リ議決ヲ爲スコトヲ得

第三十二條 組合長ハ工作物其ノ他ノ設備ノ修理ニ付隨時適當ノ處置ヲ爲スコト  
ヲ得但シ金五百圓以上ヲ要スル修繕又ハ改良ニ付テハ評議員會ノ議決ヲ經ルコ  
トヲ要ス

第三十三條 組合長必要アリト認メタルトキハ評議員會ノ議決ヲ經テ必要ナル細  
則ヲ設クルコトヲ得

第三十四條 本組合ハ寄附ヲ收受セムトスルトキ又ハ組合事業達成上寄附ヲ爲サ  
ムトスルトキハ評議員會ノ議決ヲ經ヘシ

第三十五條 本組合ノ事業年度ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

### 組 合 年 譜

昭和 六年十一月 十六日 幸田爲三郎外十五名を設立申請人として、組合設立認  
可申請を大阪府知事に申請。

昭和 七年 八月二十三日 組合設立認可せらる。

同 年 十月 五日 創立總會を開催して役員、評議員並組合會議員を選舉、  
組合長幸田爲三郎、組合副長中島寅之助、同中島菊太郎、評議員豊國土地株式會  
社、豊田勘藏、力身覺次郎、川田松之助、川田藤次郎、堤善策、岸田利雄、岸田豊、北澤八左衛  
門、清水兼太郎、城東土地株式會社。組合員議員石川辰治郎、伊藤菊次郎、林清治、西村

善吉、豊國土地株式會社、豊田勘藏、川松田之助、川田藤次郎、米谷卯三郎、巽善次、堤善策、松井彌太郎、牧野源次郎、後檀金左衛門、左木山善吾、岸田利雄、岸田豊、北澤八左衛門、清水兼太郎、城東土地株式會社、樋口慶治各當選。

同 年 十月 十一日 組合長並組合副長選任認可を大阪府知事に申請。

同 年 十月 二十日 右申請認可。

同 年 十一月 二日 事業資金貳萬九千圓以内起債の件議決。

同 年 十一月 十七日 大阪市長へ組合設立の件申告。

同 日 大阪市長より事業の委託を承認。

昭和 八年 二月 二十一日 組合事務所新築落成。

同 年 三月 三十日 組合規約變更の件議決。

同 年 五月 二十五日 事業資金九萬圓以内起債の件議決。

同 年 七月 二十日 玉造稅務署へ組合設立の件申告。

同 年 十一月 十三日 地區及設計書變更の件議決。

昭和 九年 一月 二十日 玉造稅務署へ工事着手の件申告。

同 年 三月 五日 組合費に充當すべき處分地選定の件議決。

同 年 四月 二十四日 事業資金拾九萬五千圓以内起債の件議決。

同 年 五月 四日 起工式舉行。

昭和 十年 七月 十八日 組合規約變更の件議決。

同 日 事業資金拾三萬七千圓以内起債の件議決。

昭和 十一年 五月 七日 設計書及規約變更の件議決。

同 年 十月 四日 組合長、組合副長、評議員及組合會議員任期滿了。

同 年 十月 十一日 第二回總會開催し、組合會議員の選舉を行ひ、西村善吉、

豊國土地株式會社、豊田勘藏、力身貞一、川田松之助、川田藤次郎、米谷卯三郎、米谷榮三郎、巽與三郎、巽善次、松井彌太郎、牧野武三、後檀金左衛門、左木山善治、岸田善治、岸田利雄、岸田豊、北澤八左衛門、木村權右衛門、清水兼太郎、城東土地株式會社、樋口慶治當選。

同 年 十月 二十三日 役員及評議員を選舉、組合長幸田爲三郎、組合副長中島

寅之助、豊田勘藏。評議員豊國土地株式會社、力身貞一、川田松之助、川田藤次郎、米谷卯三郎、岸田利雄、岸田豊、北澤八左衛門、清水兼太郎、城東土地株式會社各當選。

同 年 十一月 四日 組合長並組合副長の選任認可の件を大阪府知事に申請。

同 年 十一月 廿六日 右選任の件認可。



昭和十二年 二月二十七日 土地使用區域指定(假換地)の件議決。  
 同 年 三月 十八日 組合副長中島寅之助逝去。  
 同 年 六月 九日 組合副長補闕選舉の結果、岸田利雄當選。  
 同 年 六月 十九日 組合副長補闕選任認可を大阪府知事に申請。  
 同 年 八月 三日 右認可。  
 同 年 八月 二十六日 評議員補闕選舉の結果中島重信當選。  
 昭和十三年 三月 十一日 設計書及規約變更の件議決。  
 同 年 五月 三日 竣功式を地區内第二號公園に於て舉行。  
 同 年 七月 二十七日 設計變更認可。  
 同 年 十二月 七日 組合規約變更認可申請。  
 同 年 十二月 十七日 第三回總會、國有地編入決定、換地處分及特別處分議決、  
 賃貸價格配賦案の承認。  
 昭和十四年 一月 十六日 組合規約變更認可。  
 同 年 二月 四日 換地處分認可申請。  
 同 年 六月 十五日 工事完了届提出。

昭和十五年 八月 五日 換地處分認可。  
 同 年 十二月 十五日 換地認可に伴ふ町名地番の告示。  
 同 年 三月 六日 換地處分變更更正認可申請。  
 同 年 六月 十三日 右認可。  
 同 年 七月 十日 換地處分變更更正認可申請。  
 同 年 七月 二十二日 右認可。  
 同 年 八月 十四日 區劃整理登記申請。  
 同 年 八月 十六日 賃貸價格配賦案申請。  
 同 年 九月 二十七日 區劃整理登記手續完了。  
 同 年 十月 一日 區劃整理登記完了届。  
 同 年 十月 十五日 第四回總會組合議員選舉。  
 同 年 十月 二十九日 組合長組合副長評議員選舉。  
 同 年 十一月 六日 組合長組合副長選任認可申請。  
 同 年 十一月 十日 賃貸價格配賦案許可。  
 同 年 十一月 二十七日 組合長組合副長選任認可。

昭和十六年 四月 十四日 組合豫算及附屬調書報告。  
 同 年 七月二十二日 土地區劃整理施行豫算及決算報告。  
 同 同 組合費に充當したる處分地處分報告。  
 昭和十七年 四月 十五日 事業完成に因る解散議決。  
 同 同 自昭和七年度至昭和十六年度收支清算及事業報告。  
 同 同 組合解散屆。  
 同 同 組合清算結了屆。  
 同 同 組合書類帳簿引續結了屆。

職 員 異 動

| 採用年月日     | 解職年月日    | 摘 要       | 職 名 | 氏 名  |
|-----------|----------|-----------|-----|------|
| 昭和七、一〇、一一 | 昭和一〇、四、二 |           | 書記  | 堀 新次 |
| 八、二、一四    | 一七、三、三一  | 組合解散による解職 | 同   | 矢鍋孝光 |

|        |         |                          |    |       |
|--------|---------|--------------------------|----|-------|
| 八、四、四  | 一〇、六、二一 |                          | 同  | 山口直三  |
| 八、一、四  | 一四、二、二八 | 技師として解職す<br>一四、一二、二八、迄囑託 | 技手 | 吉岡吾一郎 |
| 八、四、四  | 一一、五、三一 | 技師として解職す                 | 同  | 川井好信  |
| 八、一、四  | 一〇、七、六  |                          | 雇  | 辻川岩松  |
| 八、四、二一 | 一一、三、一九 |                          | 技手 | 秋本 實  |
| 八、五、九  | 九、六、二   |                          | 傭  | 後迫秋也  |
| 八、一、四  | 一三、一、二五 |                          | 技手 | 北村賢一  |
| 八、一、四  | 一〇、一、二七 |                          | 雇  | 兒玉武三  |
| 八、四、四  | 一五、八、九  | 引續き囑託とす                  | 技手 | 永井健三  |
| 同      | 一三、七、二四 |                          | 同  | 星野義雄  |
| 八、四、一九 | 一〇、七、六  |                          | 雇  | 大西佐與次 |
| 八、四、四  | 一二、三、一二 |                          | 技手 | 松井 徹  |
| 九、四、二〇 | 一一、八、三一 |                          | 同  | 水谷 清  |

|         |          |           |     |       |
|---------|----------|-----------|-----|-------|
| 一〇、五、二五 | 一七、三、三一  | 組合解散による解職 | 嘱託  | 辻村建二  |
| 一〇、八、二四 | 一二、二、一五  |           | 技手  | 竹田清五郎 |
| 一一、三、一七 | 一四、八、一四  |           | 助手  | 石原一茂  |
| 一一、五、三一 | 一六、八、二六  |           | 書記  | 桑原尙雄  |
| 一一、九、二一 | 一一、一二、九  |           | 助手  | 津村春雄  |
| 一二、三、一  | 一四、一二、二八 |           | 技手  | 廣田登志男 |
| 一二、四、三〇 | 一三、四、八   |           | 技手  | 石田朝一  |
| 一二、八、一二 | 一四、三、一九  |           | 技術員 | 久保金作  |
| 八、二、二三  | 一七、二、一〇  |           | 備   | 北村源作  |

組合嘱託中の抄録

辻 村 建 二

私が大阪市土木部技師を辭職して、その直後神路組合の主任堀新次君が大阪市役所に就職されたのでその職が欠員中であつたので、幸田組合長並に役員諸氏の紹介で嘱託として、組合の御用を勤めるようになったのは、昭和十年五月であつたから今年の三月で約七年といふことになる。

この期間に於て微力何等組合に盡瘁するを得なかつたことを甚だ遺憾に思ふ次第であるが、特に本組合に就て感じた事どもを事業誌の末尾を拜借して述べさして頂き、聊かたりとも同事業に携はられる諸彦の御参考ともなれば幸甚と思ひ、嘱託中の抄録を試みることにした。

さて就任當時最も私の腦裡に蘇つたものは、その立場の異なるに従つて自然、別な個人的職責感をも異つて來るといふことであつた。即ち大阪府關係に在職中は唯法制的基に職權を以て、技術並に事務を遂行し、情實を排除して公正なる監督を行ひ、

超然として執務すればよいのであるが、其後大阪市に轉職した後は、區劃整理の助成事務であつたから、勢ひ職權もない。専ら職能的の意識による、技術、事務の指導と、助成のためのものであつて、關係市民に迎合すべく、總ての動作をとつて執務をするところが主眼となつて仕舞つたのであつた。

次に組合の囑託としては實際の事業に直接當るのであるから、その責任感も實に敏銳となり、その實行の影響は組合内にとゞまるのであるが、日々利害關係者と交渉するのであるから、勢ひ小心たらざるを得なかつたが、幸にも本組合役員諸氏は、他に類例を見ざる人格の士であり、組合事業の完遂に私心を去り、専心協力、贊同せられたので、今日の成果を收め得たことを表心から感謝してゐる次第である。

次に職責に於てその任期中に最も留意したる點を述べると、

**一、職員の執務配屬統制** 組合に於て雇傭する職員は成可く同一系統より採用することである。即ち技術員でも書記でも或人は府廳の某より、又或人は市役所某吏員より、更に組合役員より推薦されるが如く、區々に雇入れるにしても、組合職員を統括する主任にその人選を一任せしめ、夫々採用する事は勿論、主任の承認なくして採用することは事務上の統一を欠き、其能率上にも影響を及ぼすから、既知の人であれ

ば別であるが、要するにこれ等は統制を欠ぐのみならず、その主長に對して心服しない者も多いといふことである。又執務にしても各係の擔當を各職員の特徴に於て充分發揮せしむるよう、適材を適所に配し、多岐に亘つて分擔せしめないといふことが肝要である。例へば、換地に携はらしめんとすれば、従前の土地臺帳の整理から、換地の交付に至るまでの責任者を定めて、これが統括をせしむることである。極く一局部の事項に就ても全體を知悉せざる爲め、間違が起る場合は總體の計算に修正を要することとなる。故に換地なら換地事務を常に腦裡に記憶せる者を責任者として任じてそれに統括せしむるといふことである。

又待遇上に於ても他との均衡を克く調査し、それに劣らざるよう、組合理事者と常に協議してその上位を保ち、以て職員の轉出を防止し、組合事業に精通する職員を保有に努めることは、執務能率上に重大なる關係があることを忘れてはならない。

**二、工事關係に就て** 工事の施行は認可設計に基き、施行するは勿論であるが、神路の如き平坦なる土地は、排水上に又道路築造上盛土の土砂の關係を考慮しないと經濟的に損害を醸す憂がある。本組合は大體地區全體の排水系統を二分し、西部と東部とに分ち、施行は西部を第一工事區とし、東部を第二工事區としてこれを區分し、第

一 工事區は地區の北方を東西に貫流せる、千間井路(都計中本運河)に放流し、第二工事區は都市計畫城東運河に放流せしむる計畫として、其の排水系統を樹てて下水管理設事業を行つたのである。

本地區の主要工事は此の下水管理設工事と城東運河の掘鑿道路の築造とであり、技術上餘り複雑なる工事は無かつたようであつた。

第一期工事區の道路築成用土は、主に城東運河掘鑿土を使用し、運搬距離の遠い部處は當時大阪市施行中の平野川浚渫土を購入して、不足土を補給したのであるが、大部分は城東運河掘鑿土で、道路の築造を完了したので、比較的經濟的であつた。

次に請負人の選定は、尤も慎重に行ふ要がある。組合に依ると役員よりの推薦があつたり、又他方面より有力者の紹介によりて、運動する者もあり、現在の統制時代人的不足の今日と、情勢が異なり、自由經濟の尤も盛なる時期であつたから、其の人選に相當組合理事者も困られた結果、大阪市當局に一任となり、指名競争入札の方法で決定し、割合に問題も起らず、且つ廉價に竣功することを得た。

**三、建築線敷地問題** 城東運河兩側の街廓内には、交互に幅員六米の建築線がある。之は運河附近は工場用地となる見込のために、街廓を大きく採るが、換地交付上奥行

の長きものは、土地を部分的に利用し難いから、隨意に廢止出来る道路、即ち建築線として設計したのである。實際上は何等工事も道路と外形上共に變化はないのである。

只敷地が全幅員の半分宛が、附近地の土地と同一地番で、民有地となり、維持管理は自然所有者の責任である。

本地方の發展上より考察すると、建築線の廢止を必要とする大工場の建設を要せざるを以て、之れを全部——市道に認定せらるゝを得策と認め、分割して市道に編入手續を勧誘したが、個人的には所有權の無償放棄となるの感があり、今に地主は進んで市に寄附申出がない。然し追々と豫定の方針に傾くは必定であると思はれるのである。若し市が必要と認め、其の部分を市道認定の意向なれば、附近の土地所有者は勿論、異議が無い情勢である。上述の如き始末となつたのは、本地の發展と設計の計畫とが、疎誤を來したからで、將來の計畫創案には熟慮を要すべきではないかと思ふ。

**四、公共施設の誘致策** (イ) 現在地區内土地利用狀況は、一見小工場が散在し、其の間に住宅が建築せられ、概して急速なる發展を爲したと、直感されるが、工事完了當時に

は建築物としては、點々あるのみで、廣漠たる荒れ野原であつた。然し大阪中心部には距離に於て他の組合に比し近く、只憾むらくは完全なる街路の連絡を缺漏せるために、今日迄發展を遅緩ならしめて居るを一般に認められて居つたから、大阪都市計畫路線の東北に縦走する新庄平野線(幅員二十五米)と、東西に横貫せる森之宮、左專道線(幅員二十五米)の二大路線の實施に關し、市當局に陳情し、組合も用地買收につき時價に比し、廉價に處分する意志を表示する等により漸く實行せらるゝ事となり、大いに本地區の將來性を一般に認識されたので、日に日に工場の建設も一段と激増したのは偏に都市計畫街路實施確定が主なる動因であつて、一部は現に街路工事中である。

(ロ) 次ぎに公共施設として市民の保健衛生上尤も重要な公園を施設する必要がある。さりとて組合費の全額支出は財政上宥さざるを以て、組合會に諮り中央部の公園豫定地を組合工事中にも係はらず、四千六百餘坪を市に寄附方を申出で、敷地の地盛工事費を提供し、植樹並に施設は大阪市費を支出願ひ、現在竣成せる如き立派なる公園となり、附近地のみならず、市民の集合運動場となり、社會に貢献し、恩惠を蒙りつゝ、附近在住市民の慰安場となりつゝある。

(ハ) 又住民並に工場用水の設備を充分にするは、土地の宅地化せしむる一大要素である。然るに建築物の少なき地方は、水道管の敷設を自然に放任すれば、市に於て施行せざるを以て組合として黙視するに忍びず、之に對し代償を拂ふの要を認め、水道幹線となる南北道路全部に水道の埋設方を、大阪市に願出し、總費用の約五割五分は組合より寄附し、殘額は市費支辨として完了し、小支線は引用各戸の負擔で、各筆に支障無く供給なし得らるゝ情態とし、土地發展上の素因を作つたのである。

(ニ) 現在財政、資材の都合上建築中止となつた東市民病院敷地として、神路公園の北部に一街廓を買収に應じ、不日病院建築し設備完成の上は、本地方の市民が恩澤を受くる日も近きものと思はれる。

以上數項は各々市擔當係が異なり、又意見の相違もあつて、決定迄には日時を要し、組合としても犠牲を拂つた事は、實に多大であつたが、之れがため土地の利用能率を克くし、宅地化の狀勢を急速ならしめ、従つて土地所有者の利益を増進せしめたるは、年々の所得累加を見ても明らかと信ずる次第である。

(一九三七年三月一日)

編著者のことば

昭和十六年五月、いまは亡き前大阪市助役、大阪都市協會常務理事瀧山良一氏より、本事業誌の原稿執筆方から上梓までのこと一切の構想に就て編著者に下命されたので、曩に都島組合事業誌を杜撰をも省ず、上梓の任に當つたので、一方に雜誌の編輯といふ、月々一人前をピンと跳ねる原稿を背負ひ込み乍ら、折角の御下命を拜受して「君なら三ヶ月もあれば脱稿するだらう——」と瀧山さんが言はれたので、「はア」を答へて引受けたものゝ、さて手をつけるとなると、仲々意の如く仕事が進まない。無論一方の本職の方が御留守になつては、都市協會に對して申譯なく、勢ひ、自分の職務の解放された時間を見て、本誌の仕事にかゝつたのである。だから専ら、土曜日の午後、日曜日或は夜更の睡眠の時間をさいて、この仕事にかゝつたのであつた。

ところが、同年七月二十日私の杖とも頼み、柱とも縋る瀧山さんが急逝されて、ガツカリして仕舞つた。

併し一たん引受けた以上は編著者の責任がある、瀧山さんの逝去されたことで何

んだか、仕事も手につかない幾日かゞ續き、その間、軍籍にある身の教育召集をうけ、或はこれより以前脱稿してゐた拙著書の校正、全く自宅に歸つても日々四時間と眠れたことはなかつた。

かくする中に、編著の大綱も決定したので、先づ、本組合地區沿革篇の執筆に手をつけた。ところが、頭で書くのではなく、文献と調査と推考で、稿を追ふのであるから、容易に筆が進まない。幾度か、ペンを投げ出して、古本屋を涉り、また飯つては詰翰な文献より、神路に關係のある數行の記録を求めたのである。如何に文献に求めて讀んだからといつて、決してすぐペンを下せるものではない。前後を綜合し、或は年代が僅か一年異なるので、また、年鑑や國史を書架から引出す、どうも腑に落ちないところがあるから、また次の機會に譲り、大阪へ出かける電車の中で色々の事項を綜合して見る。これは決して沿革を創作した苦心ではない。如何にして、この沿革を紛色なく正鵠化しようかといふ、所謂信憑力の根據文献數十卷を涉獵する苦心をいふのである。

以上のような具合で、三ヶ月位もすれば脱稿するねーと仰有つた瀧山さんのお言葉に對する、「はア」が全く慘めなまでに、自己を裏切つて仕舞つた、全く情けない位の焦燥を感じつゝ、昭和十六年の師走漸く、沿革篇を脱稿して印刷へ廻す段取となつた。

そうして瀧山さんの靈に合掌したのであつた。御許し下さい、決して私はずぼらで原稿を書かないのではない、良心的になればなるほど、原稿をかくことが恐いのです——と、餘り早い仕上げにお引受けするものではないといふことを自分で自分の頭に反芻して見たのであつた。

かくて昭和十七年ともなれば、心氣一轉、次篇以下は現在組合に資料が思ふ存分にあるのだから、すぐそれさえ手にすれば出来ると思つてゐたものゝ、故障は絶間がない。本職の編輯同人の辭職に伴ふ原稿の加重、近親の死亡等々、全く事故だらけて二月、三月、四月と過ぎれば、出版依頼先より矢のような原稿督促——、さりとて、資料は一片も手元にない。全く印刷業界も百八十度の變遷で、明日が計り知れない。一方神路の組合は極力職員の冗員を節して、資料供出方にも支障を來してゐる。愴惶する中に、組合解散の準備とのこと、經理篇の如きは決算がすんでからでないといふ資料が得られない。

以上のようなことで、全く思はない月日を費して仕舞つたが、こゝに漸く組合關係の資料の提出を得て、一先づ脱稿の運びとなつたが、決して事業誌としては、自分乍ら満足されないものが多々あるければ、一方印刷業界の明日の知れない中に、良心的に

遷延することが許されない。そこで、一應本事業誌の完結を急いだ譯であるが、叙上の理據を大方の諸氏は諒とされ、編著者の微衷を乞ふ次第である。

と同時に瀧山さんの墓前へも、神路の事業誌の編著に就ての責任解除を乞ふものであり、組合役員諸氏の併せて、前述事情を寛恕され、更に本組合矢鍋孝光氏の始終御助力を深謝して編著者のことばと敢てなした次第である。

皇紀二千六百二年五月末日

泉北聖ヶ岡の寓居にて

編 著 者 識 す



昭和十七年八月一日印刷  
昭和十七年八月十日發行

【非賣品】

編者

大阪市東成區東今里町三丁目一五〇番地  
幸田爲三郎

印刷者

大阪市東區山之下町一二八番地  
永田耕作

發行者

大阪市東區山之下町一二八番地  
東洋圖書株式會社  
代表者 永田耕作

927  
190

終